

投資信託および債券の約款・規定の改定についてのお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、改正民法施行を踏まえ、2020年4月1日に、投資信託・債券の取引に係る約款・規定を改定いたします。改定後の新約款・規定は、改正前よりお取引のあるお客さまにも適用いたします。

何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

1. 改定する約款・規定

振替決済口座管理規定

一般債振替決済口座管理規定

旭川信用金庫投信取引約款

特定口座約款

自動けいぞく（累積）投資約款

定時定額買付サービス取扱規定

非課税口座約款

2. 主な改定内容（例：「振替決済口座管理規定」）

以下の条項を改定いたします。なお、「振替決済口座管理規定」以外の上記約款・規定についても同様の改定を行います。

改定後	改定前
<p>（この規定の変更）</p> <p>第17条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。</p> <p>なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。</p>	<p>（規定の変更）</p> <p>第17条 この規定は、法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p>

※改定後の約款・規定は、当庫ホームページ規定集よりご確認ください。